令和6年1月9日相模原市発表資料

## 相模原市教育委員会と学校法人玉川学園は連携・協力に関する協定を 締結しました

~玉川大学教職大学院における

「教育・連携プログラム(実践教育プログラム: Practical Training Program)」始動~

相模原市教育委員会は、学校法人玉川学園と連携し、変化の激しい新たな時代に適切に対応し、児童・生徒の可能性を拓くことのできる創造的な実践活動の担い手となる優れた教員の養成並びに育成を期すため、玉川大学教職大学院に新たな「教育・連携プログラム(実践教育プログラム: Practical Training Program)」を導入するための協定を令和6年1月5日(金)に締結しました。

※学校法人玉川学園は、神奈川県及び横浜市とも同様の協定を締結しました。



※写真左から渡邉志寿代教育長(相模原市教育委員会)、小原芳明理事長・学長(玉川学園・ 玉川大学)、花田忠雄教育長(神奈川県教育委員会)、鯉渕信也教育長(横浜市教育委員会)

## 1 協定の目的

学校法人玉川学園と相模原市教育委員会が、密接な連携・協力を推進することにより、 玉川大学教職大学院の目指す教員養成並びに、相模原市教育委員会の目指す教員の育成に 資する「教育・連携プログラム」の円滑な実施と更なる充実・発展を図ることを目的とす る。

## 2 連携・協力の内容

- (1) 玉川大学教職大学院と相模原市教育委員会は、玉川大学教職大学院の目指す教員養成並びに、相模原市教育委員会の目指す教員の育成に資する目的を達成するため、相互に連携・協力して、新たな「教育・連携プログラム」を策定し実施すること。
- (2) 玉川大学教職大学院は、「教育・連携プログラム」を専攻する学生の人選、並びに実践力を高める専門的な養成を行うこと。
- (3) 相模原市教育委員会は、「教育・連携プログラム」を専攻する2年次の学生に、教員として勤務しながら大学院生としての学習を継続することのできる実践の場と機会を提供すること。
- (4)「教育・連携プログラム」の詳細については、自治体ごとに覚書を締結し定めること。

問合せ先 教職員人事課 電話 042-769-8279